

議 第 1 9 号 議 案

川内原発の再稼働に抗議する決議について
川内原発の再稼働に抗議する決議を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年9月24日提出

富士見市議会議長 津波信子様

提出者 富士見市議会議員 小川 匠

賛成者 同 加藤 久美子

同 寺田 玲

同 大谷 順子

同 川畑 勝弘

提 案 理 由

川内原発の再稼働に抗議することについて、富士見市議会として決議し、政府に対し再稼働に抗議するべく、この案を提出します。

川内原発の再稼働に抗議する決議

8月11日、九州電力川内原子力発電所の再稼働が強行された。

東京電力福島第一原発の事故以来、国民の多数は原発再稼働に一貫して反対しており、最近の世論調査でも6割近くが反対を表明している。

福島原発事故の原因究明さえ行われないうまま、国民多数の民意を踏みにじり再稼働を強行したことは許されない。安倍政権が、原発周辺の住民にも、自治体にも、まともな説明をすることさえ拒絶していることも重大である。事故が起きれば深刻な被害が予想される九州3県の5市5町の議会が、住民説明会を開くことを要求しているが、これを無視して再稼働を強行した。これは民主政治とは相いれない政治姿勢と言わなければならない。安倍首相は「新規制基準に適合した原発の再稼働を進める」というが、原子力規制委員会の「新規制基準」は、アメリカ、ヨーロッパの基準より劣っており、「世界で最も厳しい水準」という政府の主張が事実と反することは国会で何度も指摘されている。原子力規制委員会委員長自身が、この基準に適合しても「重大事故が起きないとは言えない」と明言しているにもかかわらず、「新規制基準に適合した」から再稼働を進めるとするのは無責任である。

火山学会が「予知できない」という大規模噴火を九州電力が「数十年前に予知できる」と強弁し、政府もこれを追認したこと、医療・介護施設をはじめ、住民避難のまともな計画と態勢がとられていないことも重大である。

一昨年9月の関西電力大飯原発の停止によって日本中の原発が停止してから700日になろうとしている。原発がなくても電力が足りていることは現実によって証明された。

ひとたび大事故が起きれば、被害が空間的にも時間的にも際限なく広がる「異質の危険」をもつ、原発と人類は共存できない。使用済み核燃料の処分方法が存在しないことも、原発の根本的かつ致命的な問題である。

福島原発事故を経験した日本が今取り組むべきことは、省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的導入に取り組み、1日も早く「原発ゼロの日本」を実現することである。

ここに、決議する。

平成27年9月 日

富士見市議会